

# 11月は児童虐待防止推進月間です!!

～未来へと 命を繋ぐ<sup>つな</sup> 189(いちはやく)～



## 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

子どもへの虐待は、経済的困難などそれぞれの家族がかかえる問題に加え、地域での孤立がその背景にあります。虐待を防止するためには、まず、地域ぐるみで子育て家族を温かく見守ること、さりげなく声かけするなどの行動が大切です。

## 児童虐待とは

- 身体的虐待……殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待……子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待……言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス：DV)など

## 虐待かもと思ったら迷わずにお電話をください

虐待を見たり、聞いたり、疑わしいと感じたときは連絡をください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

## オレンジリボン運動

オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。オレンジリボンを見かけたら、子どもの虐待防止について考えてみてください。

### < 児童虐待相談・連絡窓口 >

機関名	電話番号	対応時間帯
上三川町福祉課相談支援係	0285(56)9137	平日午前8時30分～午後5時15分
栃木県中央児童相談所	028(665)7830	平日午前8時30分～午後5時15分
栃木県児童虐待緊急ダイヤル	028(686)3005	平日午後5時15分～午前8時30分・休日
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)	24時間対応

### < 子育て相談窓口 >

機関名	電話番号	対応時間帯
上三川町子育て支援センター 「あったかひろば」	0285(56)2043	平日午前9時～午後4時
上三川町子育て世代包括支援センター 「しらびよ」	0285(56)9132	平日午前8時30分～午後5時15分

▶問い合わせ先＝福祉課 相談支援係 ☎(56)9137

## ～ デマンド交通 (かみたん号) のご案内 ～



### Q. デマンド交通って子供でも使えるの？

A. もちろん！小学生からはひとりでも使えるから、習い事に行くときに使ったりできるよ。予約は保護者の方にしてもらってね。

●問い合わせ先【予約】予約受付センター ☎0120-272-315  
(通話料無料・平日 午前8時～午後5時)  
【登録】企画課 政策調整係 ☎0285-56-9118



## 上三川町パブリックコメント

### (町民意見の募集)を実施します

- 「上三川町第2期健康増進計画」
- 「上三川町第3期食育推進計画」

町では健康増進と食育推進を目指すため、「上三川町第2期健康増進計画」「上三川町第3期食育推進計画」の策定を進めています。

策定にあたり、広く町民のみならずからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考えをつけて公表します。

なお、個々のご意見に対して直接回答は行いませんので、ご了承ください。

- ▼公表する資料＝「上三川町第2期健康増進計画 素案」「上三川町第3期食育推進計画 素案」
- ▼資料閲覧期間・意見募集期間＝11月12日(月)～12月11日(火)
- ▼資料の閲覧方法＝町ホームページ、役場町民ホール、健康課窓口、中央公民館にてご覧になれます。
- ▼意見を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、その他本案件に利害関係を有する個人又は法人
- ▼意見の提出方法＝意見等提出に係る詳細については、町ホームページや閲覧窓口にてお知らせします。なお、ご意見等は口頭・電話では受付しません。
- ▼問い合わせ先＝  
健康課 成人健康係  
☎(56)9133

## パブリックコメントの実施結果について

### 実施結果について

- ▼意見等の提出期間＝8月13日(月)～9月11日(火)
- 「上三川町環境美化条例」(案)

町では、清潔で美しい町を実現するため、「上三川町環境美化条例」(案)を公表し、町民のみならずからのご意見等を募集しました。

その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。

- ▼問い合わせ先＝  
住民生活課 生活環境係  
☎(56)9131
  - ▼意見等の提出期間＝8月13日(月)～9月11日(火)
  - 「上三川町地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)(素案)
- 町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町域全体での温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進していくため、「上三川町地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)(素案)を公表し、町民のみならずからのご意見等を募集しました。
- その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。
- ▼問い合わせ先＝  
住民生活課 生活環境係  
☎(56)9131

## 「資源物(布類)」の出し方

### 《出し方のポイント》

- ・透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。
- ・出す際は、ある程度きれいに洗ってから出してください。
- ・雨の日には出せませんので注意してください。

### 《主なもの》

- ・シャツ・トレーナー・セーター・フリース・ズボン・ジーンなどの衣服類
- ・手ぬぐい・タオル類

### 《まちがえやすいもの》

- ・ジャンパーや半てんなど中にわたの入ったものや汚れのひどいものは、燃やせるごみとして出してください。

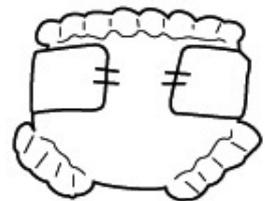
### 《特に注意》

- ・紙おむつなどの資源にならないものが時々混入されて出されています。出された布類はリサイクルの原料となるものです。布類以外のものを絶対に入れないでください。

(例)

○：セーターなど

×：紙おむつなど



▶問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎(56)9131